

昭和42年3月20日

秋穂町広報

No. 83

人口と世帯数

| (2月末) | |
|-------|--------|
| 人 口 | 9794 人 |
| 秋穂地区 | 6257 戸 |
| 大海地区 | 3537 戸 |
| 世 带 数 | 2306 戶 |
| 秋穂地区 | 1454 戸 |
| 大海地区 | 852 戸 |

昭和42年度一般会計予算額

| (歳入) | (歳出) | (単位千円) | | | | |
|-----------------|---------|---------------|---------|-------------|--------|---------|
| 款 | 予算額 | 款 | 予算額 | 本年度予算額の財源内訳 | その他の財源 | 一般財源 |
| 1 町 税 | 28,690 | 1 議 会 費 | 4,972 | | | 4,972 |
| 2 地 方 交 付 税 | 60,500 | 2 総 務 費 | 25,146 | 756 | 532 | 23,858 |
| 3 分 捐 金 及 負 担 金 | 4,992 | 3 民 生 費 | 16,834 | 5,593 | 4,114 | 7,127 |
| 4 使用料及手数料 | 1,048 | 4 衛 生 費 | 2,465 | 170 | 760 | 1,535 |
| 5 国 庫 支 出 金 | 35,204 | 5 労 仇 費 | 3,932 | 1,129 | | 2,803 |
| 6 県 支 出 金 | 5,665 | 6 農 林 水 産 業 費 | 41,737 | 19,368 | 1,000 | 20,282 |
| 7 財 産 収 入 | 192 | 7 商 工 費 | 2,550 | | | 2,550 |
| 8 寄 付 金 | 5,071 | 8 土 木 費 | 15,016 | 3,000 | 1,500 | 10,487 |
| 9 繰 入 金 | 3,200 | 9 消 防 費 | 1,032 | | | 1,032 |
| 10 繰 越 金 | 10,000 | 10 教 育 費 | 49,428 | 8,144 | 13,300 | 24,784 |
| 11 諸 収 入 | 4,258 | 11 災 害 復 旧 費 | 198 | 129 | | 69 |
| 12 町 債 | 20,700 | 12 公 債 費 | 12,524 | 2,520 | | 10,004 |
| 歳 入 合 計 | 179,520 | 歳 出 合 計 | 179,520 | 40,809 | 15,800 | 9,722 |
| | | | | | | 113,189 |

国民健康保険特別会計予算額

| (歳入) | (歳出) | (単位千円) | |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 款 | 予算額 | 款 | 予算額 |
| 1 国民健康保険税 | 12,215 | 1 総 務 費 | 3,260 |
| 2 一部負担金 | 1 | 2 保 險 給 付 費 | 25,440 |
| 4 使用料及手数料 | 10 | 3 保 險 施 設 費 | 740 |
| 5 国 庫 支 出 金 | 15,249 | 5 公 債 費 | 15 |
| 6 県 支 出 金 | 68 | 6 諸 支 出 金 | 2 |
| 9 繰 入 金 | 1 | 7 予 備 費 | 223 |
| 10 繰 越 金 | 2,000 | | |
| 11 諸 収 入 | 136 | | |
| 歳 入 合 計 | 29,680 | 歳 出 合 計 | 29,680 |

国民宿舎特別会計予算額

| (歳入) | (歳出) | (単位千円) | |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 款 | 予算額 | 款 | 予算額 |
| 5 使 用 料 及 び 料 金 | 20,110 | 1 休 養 施 設 費 | 18,323 |
| 9 繰 入 金 | 10 | 2 公 債 費 | 3,024 |
| 10 繰 越 金 | 10 | 休 養 施 設 建 設 費 | 0 |
| 11 諸 収 入 | 1,810 | 予 備 費 | 593 |
| 歳 入 合 計 | 21,940 | 歳 出 合 計 | 21,940 |

三月定例町議会が三月二日開かれ昭和四十二年度一般会計予算など七件の議案について審議、可決され八議長岡田甲に三月定例町議会が三月二日終了しました。なお議会構成が次のとおり決まりました。

四十二年度一般会計予算

壹億七千九百五拾弐万円

「とじこんで保存しましょう」

| | |
|--------------------------|---------|
| ○ 昭和四十二年度秋穂町国庫補正額 | 一七九、五二〇 |
| ○ 昭和四十二年度秋穂町国民健康保険特別会計予算 | 一一七、五二〇 |
| ○ 昭和四十二年度秋穂町国民宿舎特別会計予算 | 一一七、五二〇 |
| ○ 昭和四十二年度秋穂町国民健康保険特別会計予算 | 一一七、五二〇 |
| ○ 昭和四十二年度秋穂町国民宿舎特別会計予算 | 一一七、五二〇 |

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| ○ 決まつた議案 | ○ 決まつた議案 |
| ○ 昭和四十二年度秋穂町国庫補正予算 | ○ 昭和四十二年度秋穂町国庫補正予算 |
| ○ 秋穂町監査委員の同意について | ○ 秋穂町監査委員の同意について |
| ○ 秋穂町議会の委員会に関する条例の一部を改正す | ○ 秋穂町議会の委員会に関する条例の一部を改正す |

る条例について

別表

一般会計歳入歳出予算額
国保特別会計
国民宿舎特別会計

山口県立山口高等学校
通信制生徒募集
国民宿舎特別会計

未請求者はありませんか

旧軍人、軍属等の短期在職年を有する者の恩給、扶助料の請求

42年6月30日で時効

旧軍人、軍属等の恩給は

さい。

昭和二十八年八月に復活し、その後旧軍人軍属等の実

在職年の通算について、種々の改善措置がとられてき

たが、これ等の恩給、扶助料のうち、昭和四十二年六

月三十日を以つて恩給請求権の消滅時効が満了するも

のがあるので、次に略述し

た改正の経過を参照のうえ

これに該当すると思われる

方は積極的に町役場保険年

金課にお申出のうえ、機を失することなく請求手続をされ、せっかくの権利を失うことのない様にご注意下

(一)これまでに恩給扶助料を受けている者のうちには

昭和二十一年二月勅令第六八号により旧軍人等の

恩給が廃止された當時すでに恩給の裁定されてい

た者を除いては、その後の旧軍人、軍属等の七年未満の実在職年は算入しないなどの制限が設けられていま

(二)また昭和三十年十月から

は一年以上、七年未満の実在職年もこれを通算す

ることが出来る様になつたが、この場合、すでに

特別なくすりを使う必要はありません。水でも番茶

でもよく、うすい食塩水な

らなよいでしょう。ウガ

イは、のどの汚れや口のな

かのビールスを洗い流して

効果的です。人ごみにはホ

コリやいろいろの菌がウヨ

ウヨしています。そのうえ

寒さや乾燥した空気は、の

どを弱めています。カゼの

流行しているときには人ご

みをなるべく避けましょ

う。

体に抵抗力をつけるには過労をさけること。栄養をとることです。夜ふかしを

かけ、あたたかくして十分に休むようにしましょう。

カゼをひいたからといって

あわててたくさん食べてもすぐ栄養にはなりませんつ

ねにかたよらない食事をと

ることによって体力をつけ

ておくことです。

(三)その後の改正によつて昭和三十五年七月からこれ

恩給、扶助料を給与する

ことになりました。これ

が時効期間の満了が間近に迫つた恩給(いわゆる

通算改定)です。

恩給、扶助料を給与する

ことになりました。これ

</

身体障害者の自動車税及び 軽自動車税が減免されます。

記
一、印鑑

五月一日は自動車税前期分と軽自動車税の納期限です。（四月三十日が日曜日のため、例年は四月三十日が納期限）

身体障害者のうち、下肢または体幹に障害があり、歩行が著しく困難な人が、所有し、しかも自ら運転する自動車及び軽自動車（どちらも事業用を除く）一台

については、申請により自動車税、または軽自動車税が減免になります。該当の方は次のものをも

三月から毎月定期的に不用犬の引取りを行うことになりました。不用犬を持つおられる方は、毎月二十日（日曜、祭日又は雨天等の場合翌日）の午前中に、町役場に御

不用犬は毎月定期に引取ります

大は登録と狂犬病の予防注射をうけ、よくつないで飼いましょう。詳しいことは保険年金課にお問合せ下さい。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の請求もれの方はあります

1. 児童扶養手当について

(1) 支給要件

○父が重度の癡疾の状態にある児童（国民年金法の一級程度）

○父の生死が明らかでない児童

○その他の前各号に準ずる状態にある児童

○以上に該当し15才未満の児童

2. 手当額（月額）

児童一人のときは一四〇円。二人のときは二一〇〇円。三人以上のときは二一〇〇円に。三人以上上の一人につき四〇〇円

は二一〇〇円に。三人以上上の一人につき四〇〇円加算されます。

○円。二人のときは二一〇〇円。三人以上のときは二一〇〇円に。三人以上上の一人につき四〇〇円加算されます。

○円。二人のときは二一〇〇円。三人以上のときは二一〇〇円に。三人以上上の一人につき四〇〇円加算されます。

○円。

○円。